三熊会規約新旧対照表 (Rev.3.0) 2023/3/10

現規約	改定案	備考欄	
	(名称及び事務所)	נאון כי מועו	
(名称及び事務所) 第1条 この会は、三熊会(さんゆうかい)と称し、事務所は会長宅に置く。(以下、「本会」と称す。) (目 的) 第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、健康で自主的な社	第1条 この会は、三熊会(さんゆうかい)と称し、事務所は会長宅に置く。(以下、「本会」と称す。) (目 的) 第2条 本会は、会員相互の親睦を目的とし、会員各自が健康で充	主目的の明確化	
会活動への意欲を促進し、更に生きがいを高め、充実した日常生活を送ることを目的とする。 (会員)	実した日常生活を送るための一助とする。	T. I. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	
第3条 本会の会員は、彩の国いきがい大学熊谷学園二年制課程 3期生の卒業生を以て組織する。 (事業)	第3条 本会の会員は、彩の国いきがい大学熊谷学園二年制課程 3期生の卒業生を以て組織する。 (事業)		
第4条 本会は第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。 1 会員相互の連携と情報交換に基づき、自主的活動の推進を 図る。	第4条 本会は第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。 1 会員相互の連携と情報交換に基づき、自主的活動の推進を 図る。		
 ・親睦会 ・学習会 ・各科、各サークルの独自な活動 ・ボランティア活動 ・ホームページの活用 2 高齢者の社会参加と生きがいの普及・啓発を図る。 3 その他、目的達成に必要な事業を推進する。 	・親睦会(食事会・旅行会など) ・合同展の共催 ・各科、各サークルの独自な活動・ホームページの運営 2 その他、目的達成に必要な事業を推進する。	事業項目の簡素化 合同展共催の追加	
(役員)	(役員)		
第5条 役員については以下の通りとする。	第5条 役員については以下の通りとする。		
1 本会は以下の役員を置く。	1 本会は以下の役員を置く。		
(1)会長 1名 (2)副会長 2名(会長・副会長は、各科から1名	(1)会長 (2)会計 1名	副会長の削除	
(2)副会長 2名 (会長・副会長は、各科から1名 ずつ選出)	(3) 理事 2名 *	町五女ペク門外	
(3)会計 1名	*理事人数については附則による。	変更移行措置(4名)	
(4) 理事 2名	(4) 会計監査 1名	久入[7] [1] [1] [1] [1] [1]	
(5)ホームページ理事 1名		HP 理事の削除	
(6)会計監査 1名			
2 役員の任期は1年とし、再選は妨げない。但し、欠員により選	2 役員の任期は1年とし、 <mark>再任・継続</mark> は妨げない。但し、欠員に	継続の追加	
出された役員の任期は、前任者の残存期間とする。	より選出された役員の任期は、前任者の残存期間とする。		
(役員の選出)	(役員の選出)		
第6条 役員の選出は以下の通りとし、総会の承認を得なければ	第6条 役員の選出は以下の通りとし、総会の承認を得る。	言葉の変更	
ならない。	但し、欠員による新たな役員の承認は理事会に一任する		
但し、欠員による新たな役員の承認は理事会に一任する	ものとする。		

二. 点						
現規約	改定案	備考欄				
ものとする。 1 理事は各科クラスより、2名ずつ選出する。 2 ホームページ理事は、ホームページ担当から1名選出する。 3 会長、副会長、会計は理事(ホームページ理事を除く)の中から互選により選出する。 4 ホームページ理事は理事を兼任することが出来る。 5 会計監査は理事以外の会員から会長が選出する。 6 各サークルは、三熊会会員からサークル代表を1名選出する。 サークル代表は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。 ただし、理事会の議決には参加しないものとする。	 1 理事はクラスグループより2名ずつ、会員の推薦により選出する。但し、クラスグループの分け方、実施時期については附則にて定める。 2 会長、会計は理事の中から互選により選出する。 3 会計監査は理事以外の会員から会長が選出する。 4 各サークルは、三熊会会員からサークル代表を1名選出する。 サークル代表は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。 ただし、理事会の議決には参加しないものとする。 	クラス別選出の廃止 HP 理事の削除 副会長の削除 HP 理事兼任の削除				
(役員の職務) 第7条 役員の職務は以下の通りとする。 1 会長は、会を代表し会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を 代行する。会長代行の順位は予め決めておく。 3 会計は、会の出納に関する業務を行う。 4 理事は、理事会等の内容を、所属するクラスの会員に伝え なければならない。 5 会計監査は、会計を監査する。	(役員の職務) 第7条 役員の職務は以下の通りとする。 1 会長は、会を代表し会務を統括する。 2 理事は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を 代行する。会長代行の順位は予め決めておく。 3 会計は、会の出納に関する業務を行う。 4 理事は、理事会等の内容を、会員に伝えなければならない。 5 会計監査は、会計を監査する。	副会長の廃止に伴う 変更 所属するクラスの削除				
(会 議) 第8条 会議は総会・理事会及び専門委員会とする。 1 総会及び理事会は、会長が招集し議長となる。専門委員会については委員長が招集し議長となる。 (総 会) 第9条 総会については以下の通りとする。 1 定期総会は年1回とし、会計年度終了後、30 日以内に開催する。 2 総会は、本会の規約改定・事業計画・予算・新役員の提案や事業報告・会計報告・その他必要事項を審議する。 3 総会は委任状を含め会員の3分の2以上の出席で成立し、	(会 議) 第8条 会議は総会・理事会及び専門委員会とする。 1 総会及び理事会は、会長が招集し議長となる。専門委員会に ついては委員長が招集し議長となる。 (総 会) 第9条 総会については以下の通りとする。 1 定期総会は年1回とする。 2 総会は、本会の規約改定、決算報告、新役員の承認、事業計 画・予算・その他必要事項を審議し、事業報告などを受ける。 3 総会は委任状を含め会員の3分の2以上の出席で成立し、	開催期限の削除総会の簡素化				
出席会員の2分の1以上で議決する。可否同数のときは議長が 決する。	出席会員の2分の1以上で議決する。可否同数のときは議長が 決する。					

二熊宏規約新旧列照衣 (Rev.3.0) 2023/3/10						
現規約	改定案	備考欄				
4 総会は、定期総会の他、会長が必要と認めた場合に理事会	4 総会は、定期総会の他、会長が必要と認めた場合に理事会					
の議決を以て臨時総会を開催することができる。	の議決を以て臨時総会を開催することができる。					
(理事会)	(理事会)					
第10条 理事会については以下の通りとする。	第10条 理事会については以下の通りとする。	"各クラスから"、"ホ				
1 理事会は、各クラスから選出された理事とホームページ理事	1 理事会は、選出された理事で組織し、必要に応じ会長が招集	ームページ理事"を				
で組織し、必要に応じ会長が招集開催する。	開催する。	削除				
2 理事会は、総会に付議する事項の審議、総会において付託	2 理事会は、総会に付議する事項の審議、総会において付託					
された事業の執行ならびに運営に必要な事項を審議する。	された事業の執行ならびに運営に必要な事項を審議する。					
3 理事会は理事の2分の1以上の出席で成立し、その議決は	3 理事会は理事の2分の1以上の出席で成立し、その議決は					
出席理事の2分の1以上の同意を以て成立する。ただし、可	出席理事の2分の1以上の同意を以て成立する。ただし、可					
否同数の時は議長が決する。	否同数の時は議長が決する。					
尚、議決には議長も参加するものとする。	尚、議決には議長も参加するものとする。					
(専門委員会)	(専門委員会)	付則にホームページ				
第11条 会長は必要な場合、専門委員会を理事会の承認のもとで	第11条 会長は必要な場合、専門委員会を理事会の承認のもとで	委員会を追記				
設置することができる。	設置することができる。					
1 専門委員会の委員長・委員については理事会で決め、会長	1 専門委員会の委員長・委員については理事会で決め、会長					
が委嘱する。	が委嘱する。					
2 専門委員会の決定事項の実施については、理事会の承認を	2 専門委員会の決定事項の実施については、理事会の承認を					
得るものとする。	得るものとする。					
(運 営)	(運 営)					
第12条 本会の運営について以下の通りとする。	第12条 本会の運営について以下の通りとする。					
1 本会の運営は、会員による会費、その他の収入を以て	1 本会の運営は、会員による会費、その他の収入を以て					
行われる。	行われる。					
2 会費は年額1,000円とし、4月末までに納入するものとする。	2 会費は年額1,000円とし、4月末までに納入するものとする。					
3 納入された会費は返却しない。	3 納入された会費は返却しない。	"クラス"を削除				
4 入会及び退会に関しては、クラス理事に届け出たうえで	4 入会及び退会に関しては、理事に届け出たうえで理事会の					
理事会の承認を得る。	承認を得る。					
5 サークルの新設及び廃止に関しては、会長に届け出たうえで	5 サークルの新設及び廃止に関しては、会長に届け出たうえで					
理事会の承認を得る。	理事会の承認を得る。					
(会計年度)	(会計年度)					
第13条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日まで	第13条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日まで					
とする。	とする。					
(その他)	(その他)					
第14条 この規約に定めのない事項は、理事会において協議する。	第14条 この規約に定めのない事項は、理事会において協議する。					

三熊会規約新旧対照表 (Rev.3.0) 2023/3/10

現規約	改定案					備考欄	
附 則 1 この規約は平成30年3月29日より施行する。 2 本会の設立時における会計年度は、施行日より翌年の3月31日までとする。	附 則 1 この規約は平成30(2018)年3月29日より施行する。 2 本会の設立時における会計年度は、施行日より翌年の3月31日までとする。 3 本規約5条1項(3)理事人数については、令和6(2024)年度より実施する。令和5(2023)年度は会長1名、会計1名、理事4名とする。 4 本規約6条1項、役員選出母体のクラスグループ、割り振りについては前年度理事会にて、旧クラスを会員人数に応じて2つのクラスグループに、統合・分割を行うこととし、本項の役員選出方法の変更については、令和6(2024)年度より実施する。 5 本規約11条の専門委員会については、ホームページ委員会が専門委員会として設置される。 6 この規約は令和5(2023)年4月14日より改訂施行する。					西暦の追加 理事選出の移行期間を設けるため クラスグループの設定方法を定義 理事選出の移行期間を設けるため ひ定方法を定義 である行 の である。	
		会・役員体制 年度推移福祉・環	2022 年 (現行) 2名 2名 2名 1名 2名 1名(兼務) 1名	2023 年 (移行期) 2名 2名 2名 1名 4名 13	2024年 以降 2名 2名 1名 2名 13	福祉美工グループ ふる伝グループ	(総会実施日)